

北海道税条例及び北海道循環資源利用促進税条例の一部を改正する条例の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考												
1 改正の趣旨 ・ 必要性等	<p>地方税法の改正に鑑み、家庭的保育事業等に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例を定めるとともに、現行犯及び夜間の場合においても犯則事件の臨検等ができる地方税として循環資源利用促進税を指定することとし、併せて規定の整備を行う。</p> <p>-----</p> <p>【必要性・背景】</p> <p>平成29年度の地方税制改正により、家庭的保育事業等の用に供するために取得した家屋に対して課する不動産取得税の課税標準の特例（課税標準の算定において不動産の価格から控除する割合）を条例で定めることとされた。</p> <p>また、犯則事件の臨検等を現行犯及び夜間においてもすることができる法定外目的税を条例で指定できることとされた。</p>													
2 改正の内容	<p>(1) 北海道税条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 家庭的保育事業等の用に直接供する家屋に対して課する不動産取得税の課税標準の算定において、当該家屋の価格から控除する割合を次のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="403 1021 1147 1252"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控除する割合</th> <th>【参考】現行(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>3分の2</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>3分の2</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業（利用定員が5人以下）</td> <td>3分の2</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現行は、2分の1と法定されている。</p> <p>イ 上記のほか、規定の整備を行う。</p> <p>(2) 北海道循環資源利用促進税条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>ア 現行犯事件の臨検、捜索又は差押えをすることができる間接地方税及び臨検等の夜間執行の制限を受けない地方税として、循環資源利用促進税を指定する。</p> <p>イ 上記のほか、規定の整備を行う。</p>	区 分	控除する割合	【参考】現行(※)	家庭的保育事業	3分の2	2分の1	居宅訪問型保育事業	3分の2	2分の1	事業所内保育事業（利用定員が5人以下）	3分の2	2分の1	<p>第44条の2の3(新) (公布の日)</p> <p>第27条など (公布の日ほか)</p> <p>第16条の2(新)及び 第16条の3(新) (H30.4.1)</p> <p>第16条第2項 (H30.4.1)</p>
区 分	控除する割合	【参考】現行(※)												
家庭的保育事業	3分の2	2分の1												
居宅訪問型保育事業	3分の2	2分の1												
事業所内保育事業（利用定員が5人以下）	3分の2	2分の1												
3 施行期日	「2 改正の内容」の「備考欄」記載のとおり施行する。													